

光ディスク等による給与支払報告書提出の手引き

令和4年9月にレコード内容及び作成要領が一部改正されていますので、ご注意ください。

1. 光ディスク等による給与支払報告書提出について

前々年の所得税における源泉徴収票の提出が100枚以上であり、電子データによる提出を義務付けられている給与支払者は、給与支払報告書についてもエルタックス（地方税ポータルシステム）または光ディスク等の電子データによる提出が義務付けられています。

※提出義務のある給与支払者の場合、初年度の承認申請書（後述）の提出は不要ですが、テスト用光ディスク等の提出は必要です。【提出期限10月31日（月）】

豊島区では、光ディスク等による電子データの特別徴収税額決定通知書の提供サービスは行っておりません。

空のディスクを送付いただいた場合でも、税額決定通知のデータは入れられないためディスクはそのまま返送いたします。特別徴収税額決定通知書については従来どおり書面により送付いたしますのでご了承ください。

ご不明な点等ございましたら、申請書をお送りいただく前に電話等でご相談ください。

2. 手続き等について

前々年の所得税における源泉徴収票の提出が100枚未達の事業所で、光ディスク等による提出を希望される場合には、事前に下記の手続きが必要となります。

豊島区では、MO・CD・DVDでの提出のみ受付可能です。

(1) 申請について

① 承認申請書

初めて光ディスク等による提出を開始する際は、10月末日（給与支払報告書等の提出期限の3か月前）までに「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」を豊島区に提出してください。

この承認申請書を提出していただくのは初年度のみですが、すでに承認を受けられた光ディスク等の規格等を変更される場合も、改めて提出してください。※提出期限は上に準ずる

② テスト用光ディスク等

原則として、給与支払報告書の光ディスク等による提出開始の初年度のみ、事前に読み取りテスト等を行いません。「レコード内容及び作成要領」に基づき作成したテスト用光ディスク等

を豊島区へ提出してください。

※既に承認を受けられた光ディスク等の規格等を変更する場合も同様とします。

※提出義務のある給与支払者の場合、初年度の承認申請書の提出は不要ですが、テスト用光ディスク等の提出は必要です。【提出期限 10月31日（月）】

※なお、受付した光ディスク等は返却しません。

(2) 承認等について

提出された承認申請書等に基づいて内容の審査を行いません。

光ディスク等により提出することに問題がないと認めた場合には、後日承認通知書を送付します。光ディスク等による提出を認められない場合は、後日却下通知書を送付します。

(3) 廃止について

光ディスク等による提出をとりやめる場合には、「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出中止届出書」を提出してください。

3. 光ディスク等の規格等について

種類		MO	CD	DVD
光 デ イ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7G B
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)	ISO 9660 (Level2) / Joliet ※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)		
	記録コード	シフト JIS		
	漢字水準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準		

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とします。

※豊島区ではFDでの受付はしていません。

(1) 光ディスク等の規格

提出することができる光ディスク等は、上記に掲げるものとします。

(2) ファイルの仕様

ファイル名は、「315dat**.txt」とします。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録します。

(例) 2枚のCDに分けて提出する場合

・ 1枚目のCDに格納するファイル名・・・「315dat01.txt」

・ 2枚目のCDに格納するファイル名・・・「315dat02.txt」

(3) レコードの内容

レコードの内容は、総務省ホームページ 光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について 別紙2「レコード内容及び作成要領」を参照してください。

4. 光ディスク等について

(1) 光ディスク等の内容

光ディスク等は、CSVレコードで構成されます。なお、税制改正等により、レイアウトが変更となる場合があります。最新版を必ず確認してください。

(2) 提出済みのレコードの訂正又は取消の方法

光ディスク等ではなく、書面による給与支払報告書（個人別明細書）を作成のうえ、理由を記した書類とともに豊島区へ提出してください。

①訂正分

正しい内容を記載した給与支払報告書を「訂正分」と明記して提出してください。

②追加分

正しい内容を記載した給与支払報告書を「追加分」と明記して提出してください。

③取消分

取消したい対象者を明記した文書を提出してください。

(3) 光ディスク等に他市区町村において課税すべきデータが混在していた場合

該当する市区町村へ再提出していただく場合があります。

(4) 市区町村コード欄の取扱いについて

レコードの提出先市区町村コード欄には、豊島区の市区町村コード「131164」を記録してください。

(5) 提出期限等

光ディスク等の提出期限は、給与支払報告書（書面）と同様に1月31日です。

※提出期限を過ぎて提出する場合は、書面により給与支払報告書を提出してください。

(6) 提出方法

光ディスク等の提出は、豊島区税務課に持参または郵送とします。郵送にあたっては破損等がないよう梱包には十分注意してください。

(7) 光ディスク等の管理方法

光ディスク等は、豊島区税務課において受領した時から、区の管理となります。返却はいたしません。

(8) 光ディスク等の費用負担

光ディスク等の購入、調製、提出に係る費用は、特別徴収義務者の負担となります。

5. 光ディスク等の提出にあたっての留意事項

(1) 総括表も書面で提出をお願いします。

(2) 光ディスク等の提出の際は、正本・副本の2部を提出してください。

(3) 提出する光ディスク等には、次の事項を明示してください。

(例)

- | | | |
|---|-----------|-------|
| ① | 提出先市区町村名： | _____ |
| ② | 提出者名： | _____ |
| ③ | 提出者住所： | _____ |
| ④ | 法人番号： | _____ |
| ⑤ | 指定番号： | _____ |
| ⑥ | 提出件数： | _____ |
| ⑦ | 提出年月日： | _____ |

正本 副本 枚のうち 枚

① 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に上記の記載事項を油性フェルトペン等で記載してください。

※筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。

②磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜ラベルに上記の記載事項を記載の上、貼付してください。

(4) ウィルス対策

提出の際には、光ディスク等がコンピューター・ウィルスに感染していないことを十分に確認してください。

(5) 提出期限を過ぎた場合

給与支払報告書の提出期限を過ぎて提出する場合は、書面により給与支払報告書を提出してください。

豊島区役所 税務課 課税調整グループ
電話 03-4566-2353 (直通)
所在地 〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1